

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 9 月26日
【会社名】	株式会社デュアルタップ
【英訳名】	Dualtap Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 貴弘
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋久松町 4 番 7 号
【電話番号】	03-6849-0055
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 大野 慎也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋久松町 4 番 7 号
【電話番号】	03-6849-0055
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 大野 慎也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

2025年9月25日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 12.50円

配当総額 50,103,413円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月26日

第2号議案 定款一部変更の件

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)施行により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議を条件として生じるものとします。また、改正後の産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに關する経済産業大臣及び法務大臣の確認は受けております。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

臼井貴弘、藤村由美及び大野慎也を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	27,780	225	0	(注)	可決 98.83
第2号議案	27,777	229	0	(注)	可決 98.81
第3号議案					
臼井 貴弘	27,685	321	0	(注)	可決 98.49
藤村 由美	27,679	327	0	(注)	可決 98.47
大野 慎也	27,682	324	0	(注)	可決 98.48

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上